平成２０年（排）第４６号

排　除　命　令　書

東京都港区虎ノ門四丁目３番１２号
株式会社テレビ東京ダイレクト
同代表者　代表取締役　木　綿　克　己

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社テレビ東京ダイレクト（以下主文において「テレビ東京ダイレクト」という。）は，電話又は同社がインターネット上に開設したウェブサイトで注文を受け付ける方法により一般消費者に販売した「快眠★夢枕」と称する枕（以下主文において「快眠夢枕」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１９年１月ころから平成２０年１月ころまでの間別表記載の放送番組及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，快眠夢枕にはゲルマニウムをコーティングしたビーズ及び竹繊維が使用されていないにもかかわらず，あたかも，快眠夢枕の中材に使用されたゲルマニウムをコーティングしたビーズにより，遠赤外線効果及び消臭効果が得られるかのように示す表示並びに快眠夢枕のカバーに使用された竹繊維により，抗菌効果が得られるかのように示す表示は，それぞれ事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　テレビ東京ダイレクトは，今後，快眠夢枕又はこれと同

種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　テレビ東京ダイレクトは，今後，快眠夢枕又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　テレビ東京ダイレクトは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社テレビ東京ダイレクト（以下「テレビ東京ダイレクト」という。）は，肩書地に本店を置き，寝具の通信販売業を営む事業者である。

2　テレビ東京ダイレクトは，平成１８年１２月ころから平成２０年１月ころまでの間，「快眠★夢枕」と称する枕（以下「快眠夢枕」という。）について，我が国に所在する事業者に委託して製造させ，電話又は同社がインターネット上に開設したウェブサイトで注文を受け付ける方法により，一般消費者に販売していた。

3　テレビ東京ダイレクトは，快眠夢枕について

(1) 別表の「放送年月日」欄記載の日に放送された同表の「放送番組名」欄記載の放送番組において，例えば，平成１９年１１月１日に放送した「てれとｓｈｏｐ」と称する放送番組（別添写し１）では，「この首元のビーズから遠赤外線が発生してるんです！」，「＜竹炭とゲルマニウムのコーティングビーズ＞で消臭効果も抜群！」，「生地に竹繊維を練りこんだ抗菌仕様のカバー」等の映像及び「この首元のビーズからですね，遠赤外線が発生してるんです。」，「首元のビーズは，竹炭，ゲルマニウムでコーティングしているので，消臭効果があり，いつでも清潔。」，「生地に竹繊維を練りこんだ抗菌仕様の専用カバーも付いてきます。」等の音声を放送することにより

(2) 遅くとも平成１９年１月ころから平成２０年１月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し２）において，「ゲルマニウム粉末加工と竹炭粉末加工で消臭効果！」，「■ゲルマニウムと竹炭の優れた

遠赤外線効果で、首から肩を冷さず理想的な寝姿で睡眠できる枕です。」，「■天然の竹パワーで、優れた抗菌性を兼ね備えたカバー！」等と掲載することにより

あたかも，快眠夢枕の中材に使用されたゲルマニウムをコーティングしたビーズにより，遠赤外線効果及び消臭効果が得られるかのように示す表示並びに快眠夢枕のカバーに使用された竹繊維により，抗菌効果が得られるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該商品には，ゲルマニウムをコーティングしたビーズが使用されておらず，また，遅くとも平成１９年４月ころ以降，竹繊維は使用されていないものであった。

４　テレビ東京ダイレクトは，平成２０年３月１９日，快眠夢枕にゲルマニウムをコーティングしたビーズ等が用いられていない事実及び当該商品を回収の上，商品代金を返還する旨を自己のウェブサイトに掲載するとともに，当該商品を購入した者に対し告知した。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，テレビ東京ダイレクトは，快眠夢枕の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって,かかる行為は,景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年８月２７日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水

別表

平成１９年１月７日から同年１１月２日までの間における放送番組名及び放送年月日等の内訳

放送番組名	放送局	放送年月日
てれとｓｈｏｐＭｏｒｎｉｎｇ	株式会社テレビ東京	平成１９年１月７日，同月１０日，同年２月８日，同月１６日，同月１８日，同月２０日，同年３月９日，同月２８日，同年４月１日，同月３日，同月４日，同月６日，同月１０日，同月１５日，同月１９日，同月２０日，同年５月３日，同月４日，同月６日，同月８日，同月１１日，同月１３日，同月１５日，同月１６日，同月２２日，同月２７日，同年６月１日，同月５日，同月７日，同月９日，同月１３日，同月１５日，同月１７日，同月１９日，同月２２日，同月２３日，同年７月１５日，同月２２日，同月２４日，同月２６日，同月２８日，同月３１日，同年８月１０日，同月２１日，同月２４日，同月３０日，同年９月１日，同月７日，同月１１日，同月１３日，同月１５日，同月１８日，同月２１日，同月２２日，同月２５日，同月２７日，同月３０日，同年１０月３日，同月５日，同月６日，同月７日，同月１２日，同月１４日，同月１６日，同月１７日，同月２０日，同月２３日，同月２５日，同月２７日，同月３１日
てれとｓｈｏｐ		平成１９年１月２５日，同年２月１日，同月７日，同月１５日，同月２１日，同年３月７日，同月２１日，同月２８日，同月２９日，同年４月５日，同月１１日，同月１８日，同年５月２日，同月１０日，同月１５日，同月２９日，同月３１日，同年６月６日，同月１２日，同月１４日，同月１８日，同月２０日，同月２１日，同年７月４日，同月１０日，同月１２日，同月１３日，同月１７日，同月１８日，同月１９日，同月２５日，同月２７日，同年８月１日，同月２日，同月９日，同月１７日，同月２２日，同年９月５日，同月１２日，同月１４日，同月１７日，同月２０日，同年１０月４日，同月１８日，同月２４日，同月２６日，同年１１月１日
てれとｓｈｏｐｍｉｎｉ		平成１９年９月２日，同月１６日
Ｃｈｕ！モン		平成１９年１０月６日

放送番組名	放送局	放送年月日
ＢＳてれとｓｈｏｐ	株式会社ＢＳジャパン	平成１９年7月２９日, 同年8月４日, 同月２６日, 同年9月２日, 同年１０月7日, 同月１３日, 同月２１日, 同月２７日
ＢＳスポット		平成１９年１０月1日（2回), 同月2日, 同月3日（2回), 同月4日（2回), 同月5日（3回), 同月6日, 同月7日, 同月8日（7回), 同月9日, 同月１０日（１１回), 同月１１日, 同月１２日（2回), 同月１３日（3回), 同月１４日, 同月１５日（9回), 同月１６日（2回), 同月１７日（2回), 同月１８日（7回), 同月１９日（2回), 同月２０日（3回), 同月２１日（4回), 同月２２日（4回), 同月２３日（3回), 同月２４日（6回), 同月２５日（１４回), 同月２６日（6回), 同月２７日, 同月２８日（3回), 同月２９日（6回), 同月３０日（3回), 同月３１日（3回), 同年１１月1日（7回), 同月2日（6回）
ＭＸスポット	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	平成１９年１０月１９日